

令和4年度酪農生産基盤維持緊急支援事業 第2回要望調査要領

第1 総則

酪農生産基盤維持緊急支援事業に係る第2回要望調査の実施については、この要領に定めるものとする。

事業の実施にあたっては、酪農生産基盤維持緊急支援事業実施要領（以下、「実施要領」という。）の定めによるものとする。

第2 事業の目的

コロナ禍における飼料費の高騰により経営状況が悪化した酪農家等に対し、持続的な酪農生産基盤の維持を図るため、優良乳用種の導入などを支援し足腰の強い酪農経営への転換を図ることを目的とする。

第3 事業のメニュー

(1) 優良乳用種導入支援：県外からの優良乳用雌牛の導入経費の一部を支援

第4 応募者の要件

上記(1)の事業：生乳販売を主とする酪農家。

第5 補助率および補助対象経費等

事業内容	事業実施主体	経費	補助率
優良乳用種導入支援 県外からの優良乳用雌牛の導入経費の一部を支援	酪農家	ホルスタイン種初妊牛の購入費	定額 (ただし、1頭あたり275,000円以内とする)

第6 事業実施期間

令和5年3月3日まで

第7 公募手続き

本事業の実施を要望する者は、必要書類を以下により提出するものとする。

1 提出書類

(1) 要望調査表

2 公募期間

令和4年11月17日（木曜日）～令和4年12月1日（木曜日）午後5時必着

3 応募方法

持参もしくは郵便又はメールで提出してください。

4 応募書類の作成及び提出にあたっての注意事項等

(1) 応募書類に虚偽の記載や不備がある場合、審査対象外とする。

(2) 応募者が同一の内容で既に国や県から他の補助金の交付を受けている場合又は採択が決定している場合、審査の対象から除外し、又は割当頭数の決定を取り消すこととする。なお、国や県からの他の補助金等について採択が決定していない段階で本事業に申請することは差し支えないが、当該補助金等の採択の結果によっては、本事業の審査対象から除外し、又は本事業の割当頭数の決定を取り消す場合がある。

(3) 応募書類を郵送により提出する場合は、簡易書留、特定記録など配達されたことが証明できる方法により行う。

(4) 提出等に係る費用は応募者の負担とする。

第8 審査方法等

1 割当頭数の決定

割当頭数の決定にあたっては、県において応募者から提出された書類について審査し、決定するものとする。

なお、審査にあたり、県から応募者に申請内容の確認を行う場合がある。また、提出された書類については、秘密保持に十分に配慮するものとし、審査以外で無断使用は行わない。

2 割当結果の通知

第8の1の審査により割当頭数を決定した時は速やかに応募者に割当頭数を通知する。

なお、審査の経過は応募者に通知しないものとし、審査の結果についての問い合わせその他一切の照会には応じないものとする。

第9 応募書類の提出先・問い合わせ先

応募書類は沖縄県農林水産部畜産課に提出するものとする。なお、問い合わせは平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

<提出先・問い合わせ先>

沖縄県農林水産部畜産課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

電話番号：098-866-2269

メールアドレス：aa043001@pref.okinawa.lg.jp